

インド刑事訴訟法における親告罪規定

—英米法圏に親告罪は存在しないのか？*—

中 根 倫 拓

目次

- 第1 はじめに
- 第2 訴追請求を訴訟条件とする犯罪
 - 1 訴追請求の概要
 - 2 公務員に対する職権侮辱罪・公共裁判に対する犯罪・証拠書類に関する犯罪
 - 3 婚姻犯罪
 - 4 名誉毀損罪
- 第3 承認を訴訟条件とする犯罪
 - 1 承認の概要
 - 2 国家犯罪
 - 3 裁判官及び公務員に対する訴追
- 第4 我が国への示唆
 - 1 概観
 - 2 日本の親告罪規定との違い
 - 3 私和罪と親告罪規定の関係
 - 4 私人訴追主義との関係
- 第5 むすび

第1 はじめに

近時、親告罪の意義に疑問が呈され、性犯罪・著作権侵害罪・営業秘密侵害罪・ストーカー行為において非親告罪化をむかえようとしている。

親告罪の制度は従来、大陸法独自の制度と考えられており、英米法には存在しないものと考えられてきた¹。そのため、親告罪に関する比較法研究も大陸法の中心であるドイツに限ってなされてきた。しかし、イギリス法を継受した英米法圏の国であるインドにおいては我が国における親告罪に類似した制度が存在する²。インドはアジアの中でも早くから被害者学が発展してきたといわれ³、本稿における親告罪類似規定もその一断面といえよう。イギリスには親告罪制度が存在しないにもかかわらず、イギリス法を継受したインドにおいて親告罪類似の制度が発展した点は興味深い。そして、その制度は大陸法における親告罪規定とは大きく異なる特色を有する。

本稿の目的は今まで明らかにされてこなかったインドにおける親告罪類似の制度の概観を明らかにするとともに、日本における親告罪規定との異同を示すことによって、我が国の親告罪の議論を深化させる点にある。

第2 訴追請求を訴訟条件とする犯罪

1 訴追請求の概要

(1) 概説

インドにおいては日本における親告罪の議論の様に被害者の名誉保全、家族関係の尊重、犯罪の軽微性といった根拠によって分類するのではなく、①公務員に対する職権侮辱罪・公共裁判に対する犯罪・証拠書類に関する犯

¹ 受付日2016年9月8日、受理日2016年10月11日。

¹ 田口守一「親告罪の告訴と国家訴追主義」宮澤浩一先生古稀祝賀論文編集委員会編『宮澤浩一先生古稀祝賀論文集第1巻 犯罪被害者論の新動向』（成文堂、2000年）241頁。「パネリスト発表及びパネルディスカッションの概要」警察政策研究13巻（2009年）54頁〔太田達也発言〕。

² イギリス東インド会社支配圏のマレーシア・パキスタン・バングラデシュ・スリランカ・ブルネイ・ミャンマーにも同様の制度が存在する。Malay. CRIM. PROC. CODE § 129-132, Pak. CODE CRIM. PROC. § 195-199B, Bangl. CODE CRIM. PROC. § 195-199B, Sri Lanka CODE CRIM. PROC. § 135, Brunei CRIM. PROC. CODE § 132, Myan. CODE CRIM. PROC. § 195-199A.

³ 太田達也「アジアの被害者学序論」被害者学研究5号（1995年）4頁以下参照。

罪、②婚姻犯罪、③名誉毀損罪といった様に犯罪類型ごとに分類されている。また、日本の親告罪の対象は刑法典や特別法という実体法上の規定に各々規定されているのに対し、インドにおける親告罪類似規定は訴訟条件（Condition Requisite Initiation for Proceedings）の1つとして刑事訴訟法上のみ規定されている点においても異なる。

訴追請求は日本の告訴と異なり、またインド法についての邦語文献も少ないため、以下の論述の前提として、インド刑事訴訟法の訴追制度一般についてもやや詳しく紹介しておくこととする。

(2) 定義

訴追請求（Complaint）の定義はインド刑事訴訟法2条(d)に規定されており、訴追請求とは「犯人を知っているか否かにかかわらず、犯罪が発生した旨を口頭または書面において治安判事に訴えるための警察捜査報告書以外の申立て」をいう⁴。この申立てには訴追請求の意思が要求される⁵。

(3) 形式的記載

訴追請求について特定の形式は条文上要求されていない。もっとも、判例法により以下の様な形式が要求される。まず、具体的な刑法の適用条文を正確に示す必要はなく、犯罪を構成する事実を証明すれば足りる⁶。訴追請求の本質は犯罪事実を記載することであり、刑法の条文の誤記は訴追請求を違法にするものではない⁷。また、犯人の名前の記載も不要である。訴追請求

⁴ CODE CRIM. PROC. § 2(d). 鈴木教司『インド刑事訴訟法典』（青葉図書、1993年）2頁では、Complaintを「告訴」と訳しているが、以下に記載するようにComplaintと「告訴」（Antrag）は異なる概念であるため、本稿ではComplaintを「訴追請求」と訳す。以下における条文訳では本書を参照の上、適宜修正した。また、田中英夫編『英米法辞典』（東京大学出版会、1991年）173頁においてはComplaintを「訴追請求状」と訳しているが、書面に限らず口頭による請求も認められていることから訴追請求と訳すこととした。

⁵ M N VENKATACHALIAH ET AL., HALSBURY'S LAWS OF INDIA 45 (2nd ed. 2016).

⁶ Sain v. Emperor, AIR 1934 L 945, Mt. Naurati v. Emperor, AIR 1925 L 631.

者 (Complainant) の署名も不要であり⁸、刑法の特定の条文を明記する必要もない⁹。そして、訴追請求状の見出しが間違っても瑕疵は治癒される¹⁰。訴追請求した後に新証拠を発見した場合は修正することもできる¹¹。数人で1枚の訴追請求状を作成することが認められるかは争いがある¹²。

(4) その他の要件

訴追請求に年齢や主体の制限はない。訴追請求者は被害者に限らず、犯罪を認知した他の者でも良い (後述の親告罪類似規定は被害者自身または代理人の訴追請求が要求される)¹³。また、電信により送られた場合でも良く、直接提出する必要はない¹⁴。もっとも、人に嫌がらせをするための復讐として訴追請求した場合は破棄される¹⁵。また、訴追請求者が死亡した場合に訴追請求が無効となるかは判例の判断は分かれる¹⁶。

(5) 訴追請求の審査と流れ

ア 訴追請求の審査

治安判事による審判開始決定理由には、刑事訴訟法上、①訴追請求を受理した場合、②警察報告書 (Police Report) を受理した場合、③警察官以外の者から通報 (Information) を受けた場合または自己の認知に基づいた場合の3つの方法が規定されている¹⁷。

⁷ Emperor v. Bal mukand, AIR 1928 Lah 510.

⁸ Indra Kumar Patodia v. Reliance Industries Ltd, AIR 2013 SC426.

⁹ In re Pedda Anjinigadu, AIR 1922 Mad 353.

¹⁰ Brahm v. Emperor, AIR 1934 Lah 981.

¹¹ S.A. Karim, *Amendment to Private Complaint*, 1995 CrLJ Journal Section 15.

¹² EJAZ AHMAD, CRIMINAL, PRACTICE PROCEDURE & PLEADINGS WITH MODEL FORMS 95 (3rd ed. 1993).

¹³ Gajraj Sinha v. Emperor, AIR 1935 All 938.

¹⁴ See, Hidayatullah v. Emperor, 37 CrLJ 604.

¹⁵ Punjab National Bank v. Surendra Prasad Sinha, 1992 CrLJ 2916 (SC).

¹⁶ AHMAD *supra* note12, at 83.

¹⁷ CODE CRIM. PROC. § 190(1).

被害者が治安判事に訴追請求して審判開始決定した場合は、まず治安判事は訴追請求を提出した者を宣誓させ、尋問しなければならない¹⁸。ただし、訴追請求が書面でなされている場合で公務員または裁判所が訴追請求状を作成した時はこの限りではない。この際に、「十分な根拠」(Sufficient Ground)があるかを判断するため、警察に捜査を命じる事が出来る¹⁹。審問または捜査の結果、訴追を開始するに足る「十分な根拠」がないと判断した場合は簡潔な理由を記録に付して訴追請求状を却下 (Dismiss) することができる²⁰。この場合は一事不再理効は生じない²¹。もっとも、1回目の訴追請求が却下された場合に同一事実についての2回目の訴追請求状の提出が許される場合は例外的な状況がある場合に限られるとされる²²。「十分な根拠」がある場合は判事または治安判事は正式起訴状を作成 (Frame in Writing Charge) し被告人に読み聞かせる²³。

訴追請求に基づき審判開始決定した後に、訴追請求の内容が欺罔のための虚偽の内容であることが発覚した場合は、訴訟行為は最初から無効であり、訴追請求は破棄される²⁴。

縮小認定がなされる場合に訴追請求または許可が要求されている場合は訴追請求または許可を要する²⁵。また、訴因変更した後の犯罪が承認の存在を訴訟条件とする場合は承認を要する²⁶。

¹⁸ *Id.* § 200.

¹⁹ *Id.* § 202(1).

²⁰ *Id.* § 203.

²¹ *Id.* § 300(6).

²² *Hansabai Sayaji Payagude v. Ananda Ganuji Payagude*, AIR 1949 Bom 384.

²³ CODE CRIM. PROC. § 228(1)(b),(2), § 246(1)(2). もっとも召喚事件 (2年以下の自由刑が対象の令状により拘束されていない事件) には正式起訴状の作成は不要である。*Id.* § 251.

²⁴ *Vijay Shekhar v. Union of India*, AIR 2004 SC 3976.

²⁵ CODE CRIM. PROC. § 222(4).

²⁶ *Id.* § 216(5).

イ 捜査の流れ

無令状逮捕犯罪 (Cognizable Offence) については警察は治安判事の命令なくして捜査できるが²⁷, 令状逮捕犯罪 (non-Cognizable Offence) については審判開始決定権限を有する治安判事の命令なく捜査できない²⁸。したがって, 令状逮捕犯罪については裁判所の訴追請求の審査の後に初めて捜査が開始されるという流れになる。また, 7年以下の自由刑が科される無令状逮捕事件については合理的な訴追請求であれば警察官は無令状逮捕できる²⁹。訴追請求を訴訟条件とする犯罪で訴追請求が得られていない段階でも警察の捜査する権限は妨げられない³⁰。

ウ 訴追請求者の欠席

訴追請求により開始された召喚事件 (Summon Case, 2年以下の自由刑が対象の令状により拘束されていない事件) においては, 期日に訴追請求者が出頭しなかった場合は, i 延期を相当とする場合, ii 弁護人もしくは訴追に当たる公務員を代理出頭させた場合, iii 治安判事が出頭が必要ではないと判断した場合を除いて, 被告人を無罪 (Acquit) にしなければならない³¹。被告人が死亡した場合もできるだけ同様に扱う³²。

また, 令状事件 (Warrant Case, 2年を超える自由刑が対象の令状により出頭を強制される事件) において訴追請求により開始された事件で訴追請求者が欠席しかつ私和罪もしくは無令状逮捕犯罪でない場合は, 治安判事は正式起訴状が作成されるまで, いつでも被告人を裁量により釈放

²⁷ *Id.* § 156(1). 無令状逮捕犯罪とは警察官が令状なくして犯人を逮捕できる犯罪であり, 刑事訴訟法末尾の別表に掲げられている犯罪をいう。*Id.* § 2(c). 例えば, 窃盗は無令状逮捕犯罪に当たるものの, 故意傷害や名誉毀損は令状逮捕犯罪に当たる。

²⁸ *Id.* § 155(2).

²⁹ *Id.* § 41(1)(b)(i).

³⁰ *Karnail Singh v. State of Punjab*, 1983 CrLJ 713.

³¹ CODE CRIM. PROC. § 256(1).

³² *Id.* § 256(2).

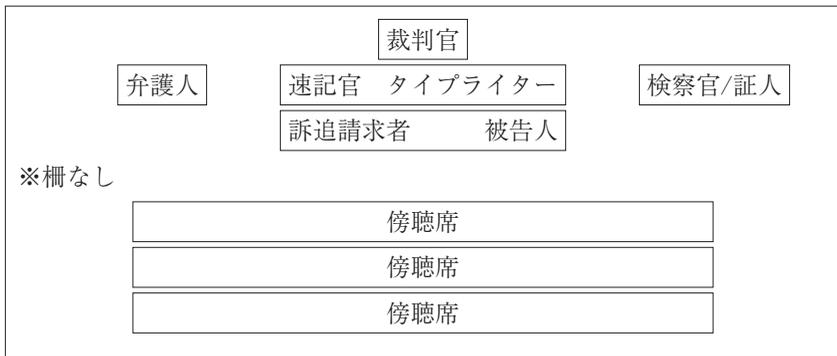
(Discharge) することができる³³。召喚事件の場合と異なり無罪ではなく釈放できるにとどまる³⁴。

エ 上訴に関する規定

無罪判決が出た場合に高等裁判所が特別の許可を与えた場合は訴追請求者は上訴を申立てできる³⁵。また、有罪判決がなされ、上訴審が上訴を認めた場合は訴追請求者に審理の日時及び場所を通知し、上訴趣意書の写しを交付しなければならない³⁶。

以上の様に、刑事訴訟法は訴追請求について広範な規定を設けている。訴追請求が刑事訴訟法上重要な役割を果たしていることはインドの刑事法廷において下記の図の様に訴追請求者専用の証言台が設けられていることから伺える。

●インドにおける刑事法廷³⁷



³³ *Id.* § 249.

³⁴ インド法律委員会は第141回レポートで無罪に改正すべきと主張している。LAW COMMISSION OF INDIA REP. NO 141, at 16 (1991).

³⁵ CODE CRIM. PROC. § 378(4).

³⁶ *Id.* § 385(1)(iii). 1審の審理において訴追請求者は直接尋問を受けるため、日時や場所の通知の規定や結果・不起訴理由の通知の規定がないものと思われる。また、付審判請求のような規定もない。

³⁷ 筆者が2016年にサケット地方裁判所の刑事法廷を見学した際の配置図である。

(6) 訴追システム

地方裁判所 (Session Court) の訴訟追行は全て検察官により行われる³⁸。他方、軽微犯罪を管轄する治安判事裁判所においては検事補 (Assistant Public Prosecutor) が訴訟追行する³⁹。原則的に公判においては検事または検事補が訴訟追行するが⁴⁰、私人は弁護人を雇い訴訟追行することもでき、この場合は検事または検事補の指揮に従わなければならない⁴¹。また、被害者本人も訴訟追行できるが、治安判事の許可を要する⁴²。このように、インドでは現在も法律上は私人訴追が認められている。なお、検察官は起訴権限はなく訴訟追行のみを行う⁴³。警察が警察報告書 (法文上は Police Report と表記されるが別名 Charge Sheet と呼ばれる) を治安判事に提出することが起訴に相当する。その後、治安判事が審判開始決定をして正式起訴状が作成されて公判が開始する。

検察は訴追裁量を有さず、裁判所が警察に捜査を命じたり、公訴取消し・訴追請求取下げ・後述する私和罪の第2類型にも裁判所または治安判事による司法審査が要求される様に検察の権限は弱い⁴⁴。

(7) 時効期間 (Period of Limitation)

ア 概要

³⁸ CODE CRIM. PROC. § 225.

³⁹ *Id.* § 25(1).

⁴⁰ *Id.* § 301(1).

⁴¹ *Id.* § 301(2).

⁴² *Id.* § 302.

⁴³ アメリカでは警察または検察による治安判事に対する訴追請求を経て、検察官が正式起訴状 (Indictment) 又は略式起訴状 (Information) を提出するという二段階の訴追手続であるが、インドでは二段目の検察の訴追手続はなく、判事または治安判事が起訴状を発付する。当然、検察官は訴追裁量も存在しない。

⁴⁴ インド刑事訴訟法は職権主義的色彩が強い。これは、1973年の現行刑事訴訟法改正に至るまで統一した検察制度が存在せず、検察が警察から独立していなかったという歴史の経緯が要因と考えられる。西村逸夫「インド」宇津呂英雄編『アジアの刑事司法』(有斐閣、1988年) 233頁参照。

日本における告訴期間のような訴追請求独自の期間制限は存在せず、他の審判開始決定と同様の時効期間に服する。訴追請求が時効期間内に提出された場合は、遅れを理由として無効にすることはできない⁴⁵。

①法定刑が罰金刑のみの犯罪の場合は6ヶ月、②1年以下の自由刑で処罰される場合は1年、③1年と1日以上3年以下の自由刑の場合は3年の時効期間に服する⁴⁶。このように軽微な犯罪のみが時効期間の制約に服する。時効の起算点は犯罪発生日を原則とし、犯罪が発生したことまたは犯人が誰かを被害者または警察官が知らなかった場合は被害者または警察官が初めて知った日のうち早い日が起算点となる⁴⁷。初日は算入されない⁴⁸。開始決定ではなく訴追請求状の提出日に期間内であれば足りる⁴⁹。訴追請求状を期間内に提出したが、不備があり返戻された場合は合理的期間内に修正して再提出すれば時効期間後であっても適法である⁵⁰。

また、同一事実に関連した事件で訴追されており、管轄がないため当該対象事件を審理できない場合は時効期間の適用は除外される⁵¹。客観的不可分といえる。そして、裁判所は当該被告人に対して期間内に審判開始決定している場合は共犯者の時効期間も停止とする高裁判例がある⁵²。主観的にも不可分といえる。

政府の許可が必要な場合は許可を得るための期間は除外される⁵³。そして、国外にいる期間及び逃亡している期間は算入されない⁵⁴。継続犯(Continuing Offence)の場合は犯罪が継続している間、各瞬間ごとに時効

⁴⁵ AHMAD *supra* note 12, at 95.

⁴⁶ CODE CRIM. PROC. § 468.

⁴⁷ *Id.* § 469(1).

⁴⁸ *Id.* § 469(2).

⁴⁹ Dr. Anand R. Nerkar v. Smt. Rahimbi Shaikh Madar, 1991 CrLJ 557.

⁵⁰ Labour Enforcement Officer (Central) v. C.A Avarachan, 2004 CrLJ 2582.

⁵¹ CODE CRIM. PROC. § 470(1).

⁵² Chandmal Tak v. State of Rajasthan, 2008 CrLJ 1264 (1265) (Raj).

⁵³ CODE CRIM. PROC. § 470(3).

⁵⁴ *Id.* § 470(4).

が進行する⁵⁵。

もっとも、時効期間を徒過した場合であっても状況に応じて遅延したことが「正当」(Properly) または訴追することが「司法の利益」(Interests of Justice) の観点から必要と判断された場合は例外的に審判開始決定ができる⁵⁶。裁判所は訴追請求者または警察官に遅延を宥恕するための説明する機会を与えなければならない⁵⁷。また、後述する刑法498条A(夫または夫の親族による妻への残酷な行為)は遅延したとしても、犯罪の性質から広く司法の利益を認めるべきとされる⁵⁸。

そして、時効期間経過後の捜査も禁止されない⁵⁹。国外や逃亡中には適用されないためである。

イ 時効期間の趣旨

重要な証拠の散逸及び遅れた濫用的訴追を防ぐ点にある。これはインド憲法21条の公平な裁判の要請と合致するものである⁶⁰。過度の遅れは起訴事実の真実性に疑義を生じさせ、多くの国で公訴時効の制度が採用されていることも理由とされる⁶¹。他にも肯定する意見として以下の点がある。

①時の経過により証人の証言も記憶の低下により段々と弱まり、証拠も過誤の危険の増大により不確かなものとなっていく。②平和と平穩を図るために、犯罪者をいつ訴追されるかという連続した懸念に晒し続けるべきではない、人々は時効期間がなければ軽犯罪についてさえ意思の平穩を持つことが出来ない。③刑罰の抑止効果は訴追が始まらない場合は正常に働かず、刑罰

⁵⁵ *Id.* § 472.

⁵⁶ *Id.* § 473.

⁵⁷ Krishna Sanghi v. State of M.P., 1977 CrLJ 90, Sharad Vandra Vinyak Dongre v. State of Maharashtra, 1991(2)All CrLJ 480 (Bom).

⁵⁸ Sanapareddy Maheedhar Seshagiri v. State of Andhra Pradesh, 2008 AIR SC787.

⁵⁹ Chanchal Bhatti v. State (NCT of Delhi) 2011, <https://indiankanoon.org/doc/174045775/> (last visited Jul. 1, 2016).

⁶⁰ State of Punjab v. Sarwan Singh, AIR 1981 SC 1054.

⁶¹ S. C. SARKAR, ET AL., THE CODE OF CRIMINAL PROCEDURE, 2543 (11th ed. 2015).

は関係者の記憶が消える前は与えられない。④刑法の目的の1つである応報主義は長期間の経過により鋭さを失う。⑤時効期間は訴追機関に捜査及び犯罪の刑罰を迅速に行うことを保障するための全ての努力を強制させる。

(8) 訴追請求の取下げ (Withdrawal)

治安判事による召喚事件（2年以下の自由刑が対象の令状により拘束されていない事件）においては、1審の最終命令（結審⁶²）より前であればいつでも訴追請求者は取下げを申し立てることができ、治安判事が「十分な根拠」があると認めた場合は訴追請求の取下げを許可することができ、被告人は無罪 (Acquit) となる⁶³。一事不再理効も生じるため、同一事実について再度訴追請求はできない⁶⁴。条文上、被告人全員ではなく一部の者についての取下げも認められ、取下げの効力は主観的可分である。また、治安判事が独自に「十分な根拠」があるか決定しなければならず、警察の意見を参照することはできない⁶⁵。そして、取下げの取下げはできない⁶⁶。

なお、訴追請求の放棄について明文上規定はない。

(9) 訴追請求に関する費用・賠償

法律により訴訟手数料が必要な場合は手数料が納付されていない限り、訴訟手続を開始してはならず、合理的期間に納付されないときは訴追請求を却下する⁶⁷。また、治安判事による令状事件の場合、被告人が釈放・無罪になり、訴追請求に合理的な根拠がなかった場合は治安判事は訴追請求者に被告

⁶² 最終命令の原語は Final Order であり、刑事訴訟法上定義規定は存在しないが、中間命令の対義語であり、判決を下すべきかを決する基準としての最後の命令または当事者の権利を最終的に処理するための最後の命令と解されていることから、ここでは結審と訳すことにする。See, KAMAKSHYA PRASAD, LAW OF COMPLAINTS 171 (2nd ed. 2012).

⁶³ CODE CRIM. PROC. § 257.

⁶⁴ *Id.* § 300.

⁶⁵ Azizur Rahman v. Emperor, 27 CrLJ 545.

⁶⁶ Harichandran Pagadai v. Thangaswami Nadar, AIR 1949 Mad 501.

⁶⁷ CODE CRIM. PROC. § 204(4).

人への賠償命令をすることができる⁶⁸。他方、令状逮捕事件について訴追請求に基づき有罪判決がなされた場合は、被告人に対して訴追請求者が訴追請求に要した費用の支払いを命ずる事ができる⁶⁹。また、刑事裁判所は相当と認めるときは、訴追請求の合理的費用の支払いを政府に命じることができる⁷⁰。

(10) 訴追請求の可分・不可分

一つの事実の対するに対する訴追請求状が提出された場合、裁判所は全ての者について審理開始する権限を有するとする高裁判例もあれば⁷¹、複数の行為者がいる場合一人のみが起訴された場合に、他の者を起訴する場合に訴追請求状なく訴追できるか高裁の判断も分かれているとのインド法律委員会の指摘もあり⁷²、主観的不可分の原則が認められるかについては不明確である。

他方、訴追請求が1つの犯罪についてなされ、記載事実から他の犯罪の存在も明らかになった場合は裁判所はその犯罪についても審判開始決定をして、判決を下すことができ新たな訴追請求は必要ではないとされ客観的不可分を示す高裁判例もある⁷³。

また、前述の様に時効期間の条文及び判例を分析すると、客観的不可分・主観的不可分が認められ、他方、訴追請求の取下げにおいては主観的可分が明文上認められる。

以上の様に、訴追請求が可分または不可分かという原則や理論は存在せず、各条文・判例において区々に判断されている。

⁶⁸ *Id.* § 250(2)(8).

⁶⁹ *Id.* § 359(1).

⁷⁰ *Id.* § 312.

⁷¹ *Jugeshwar Singh v. Emperor*, AIR 1936 Pat 346.

⁷² LAW COMMISSION OF INDIA REP. NO 41, at 109 (1969).

⁷³ *Jamuna Singh v. Laldhari Singh*, AIR 1934 P 536.

(11) 民事事件を有利にするための訴追請求の利用

民事救済が利用できるからといって、それだけが唯一の救済方法ではなく、刑事事件と民事事件は異なった状況を想定しており、両者は専断的ではなく、刑事事件も利用することができる⁷⁴。

近時の最高裁判例によると、ビジネスの領域において純粋な民事事件を刑事事件に転換させることが今日の大きな傾向とされる⁷⁵。民事法の救済は時間を浪費し、債権者の利益に十分な保護を与えない。そのため、刑事訴追によりプレッシャーを与え、民事における和解を促進する狙いがあるとされる。その傾向は家族間の紛争にも見られるという。そのような刑事訴追は正当性を欠き、民事法の救済によるべきとされる。

この現状に対する改善策として最高裁は、①裁判所が不必要な訴追を制限すること、②刑訴法250条（合理的根拠のない訴追請求に対する賠償命令）を隠れた動機の際にも積極活用することを提案する。

(12) 訴追請求後の和解

明文の規定はないが、訴追請求後に和解がなされた場合は訴追請求が破棄される可能性がある⁷⁶。特に、刑法498条A（夫または夫の親族による妻への残酷な行為）は後述する私和罪（和解により手続打切りが認められる犯罪類型）でないにもかかわらず、和解がなされた場合に訴追請求を破棄できるかは争いがある⁷⁷。

⁷⁴ M/s. Medchl Chemicals Pharma Pvt. Ltd., Appellant v. M/s. Biological E. Ltd, AIR 2000 SC 1869.

⁷⁵ M/s. Indian Oil Corporation v. M/s. NEPC India Ltd. & Ors, AIR 2006 SC 2780.

⁷⁶ See, M/s. Hitek Industries (Bihar) Ltd. v. State of Delhi 2010, <https://indiankanoon.org/doc/61656351/> (last visited Nov. 10, 2016). 訴追請求の取下げが適用できればそれで足ることから、適用外の場面を想定していると思われる。

⁷⁷ See, PRASAD *supra* note 62 at 263.

2 公務員に対する職権侮辱罪・公共裁判に対する犯罪・証拠書類に関する犯罪（以下では3類型を併せて表記する場合を「公務員に対する職権侮辱罪等」とする）

(1) 公務員に対する職権侮辱罪等の類型

ア 公務員に対する職権侮辱罪 (Contempt of Lawful Authority of Public Servants)

インド刑法の172条から188条に規定される公務員に対する職権侮辱罪は、当該公務員または行政上従属する他の公務員の訴追請求状 (Complaint in Writing) がない限り審判開始決定をしてはならない⁷⁸。具体的には、刑法172条 (召喚状その他手続における送達を避けるために逃走すること)、同173条 (召喚状その他手続における送達・発行に対して妨害すること)、同174条 (公務員からの命令に従わず、欠席すること)、同175条 (法律上書面を作成し公務員に提出しなければならない義務を怠ること)、同176条 (法律上公務員に知らせなければならない通知または情報の伝達を怠ること)、同177条 (誤情報を知らせること)、同178条 (公務員による正当な要求にもかかわらず、宣誓または確約を拒否すること)、同179条 (質問権限のある公務員からの質問に回答を拒否すること)、同180条 (供述書への署名を拒否すること)、同181条 (宣誓または確約の下、公務員または宣誓させる権限のある者に虚偽供述すること)、同182条 (他者を害し、公務員の適法な権限を利用する意図で誤情報を与えること)、同183条 (公務員の適法な権限による財産取得に対して抵抗すること)、同184条 (権限ある公務員による財産の売却を妨害すること)、同185条 (権限ある公務員による財産の売却に対し不法に購入または入札すること)、同186条 (公共機能の職務の遂行を妨げること)、同187条 (法律上公務員を援助しなければならない場合に援助しないこと)、同188条 (公務員により正当に発せられた命令に違反すること) が対象となる。

⁷⁸ CODE CRIM. PROC. § 195(1)(a)(i).

イ 公共裁判に対する犯罪 (Offences against Public Justice)

また、公共裁判に対する犯罪も当該裁判所または当該裁判所から代理権限を与えられた職員、従属する他の裁判所の訴追請求状がない限り、審判開始決定してはならない⁷⁹。具体的には、刑法193条（偽造証拠を提出すること）、同194条（死刑を科し得る犯罪の有罪判決を獲得する意図で偽造証拠を提出または捏造すること）、同195条（終身刑または自由刑を科される犯罪の有罪判決を獲得する意図で偽造証拠を提出または捏造すること）、同196条（偽造証拠と知りながら使用すること）、同199条（法令により証拠採用できる宣言において虚偽供述をすること）、同200条（虚偽の宣言と知りながらその宣言を使用すること）、同205条（訴訟または訴追において行動または進行する目的で他人を詐称すること）、同206条（没収としての差押えまたは民事執行を防ぐために財産を欺いて除去または隠匿すること）、同207条（没収としての差押えまたは民事執行を防ぐために虚偽の主張をすること）、同208条（欺いて正当でない金額の判決を被ること）、同209条（裁判所において虚偽に不誠実な主張をすること）、同210条（欺いて正当でない金額の判決を得ること）、同211条（他者を害する意図で犯罪の虚偽の申立てをすること）、同228条（司法手続に携わる公務員を意図的に侮辱または妨害すること）が対象となる。

ウ 証拠書類に関する犯罪 (Offences relating to Documents given in Evidence)

また、証拠書類に関する犯罪は当該証拠が手続において申請され、提出された場合は当該裁判所または代理権限を有する職員、従属する他の裁判所の訴追請求状がない限り審判開始決定をしてはならない⁸⁰。具体的には、刑法463条（偽造）、同471条（偽造文書を真正な物として使用すること）、同475条（刑法467条規定の価値ある証券もしくは遺書等を真正な物と見せかける

⁷⁹ *Id.* § 195(1)(b)(i).

ために模様また印を用いて偽造すること、または偽造された物を所持すること)、同476条(刑法467条規定以外の書面を真正な書面と見せかけるために模様もしくは印を用いて偽造すること、または偽造された物を所持すること)が証拠書類に関する犯罪の対象である。

(2) 公務員に対する職権侮辱罪等を要訴追請求犯罪とする趣旨

刑訴法195条(1)(a)が公務員に対する職権侮辱罪を要訴追請求犯罪とした趣旨は相手方に復讐心や嫌がらせをするための訴追、意地悪・不十分な根拠に基づく訴追、軽薄な無関心な者による機械的な刑事訴追による悪用を防ぐ点にある⁸¹。同195条(1)(b)が公共裁判に対する犯罪及び証拠書類に関する犯罪を要訴追請求犯罪とした趣旨は私人による訴追請求のうちの一部の復讐心による濫用または根拠のない意地の悪い訴追から被疑者・被告人を守り、偽造証拠等による裁判所の混乱を避ける点にある⁸²。

かかる趣旨は日本における親告罪の根拠に見られないものであり、被害者意思尊重の観点というよりは、被疑者・被告人の保護及び裁判所の効率的運営を図る要請が強いものといえる。

(3) 公務員に対する職権侮辱罪等に対する訴追請求手続の概要

ア 総論

前述の様に審判開始決定理由を定めた刑訴法190条は①訴追請求、②捜査報告書、③通報また自己の認知のいずれかに該当すれば審判開始できるとす

⁸⁰ *Id.* § 195(1)(b)(ii). 特別法においても訴追請求または許可がない限り審判開始決定されないという規定が存在する。例えば、商標法(Trade Marks Act)、汚職防止法(Prevention Corruption Act)、郵便局法(Post Office Act)、武器法(Arms Act)、所得税法(Income-Tax Act)、不可欠供給(一時的権限)法(Essential Supplies(Temporary Powers) Act)、工場法(Factories Act)、家庭内暴力保護法(Protection of Woman From Domestic Violence Act)などがある。

⁸¹ Ashok v. The State, 1987 CrLJ 1750.

⁸² Patel Lajibhai Somabhai v. State of Gujarat, AIR 1971 SC 1935.

るが、同195条は公務員または裁判所の訴追請求状のみを審判開始理由とする点で同190条を制限する規定である⁸³。

公務員に対する職権侮辱罪等の教唆・幫助、未遂、コンスピラシーも公務員または行政上従属する他の公務員の訴追請求状がなければ審判開始決定できない⁸⁴。そして、これらの類型は他の親告罪類似規定と異なり条文上書面性が要求される。書面の方が正確に犯罪事実を認識でき、一般人ではなく公務員または裁判所が作成主体のため書面性を要求しても酷ではないと思われる。

公共裁判に対する犯罪は警察の捜査段階には適用されず、その場合は訴追請求状は不要である⁸⁵。また、公共裁判に対する犯罪及び証拠書類に関する犯罪における裁判所は刑事のみならず民事・租税も含む⁸⁶。

イ 条文の変遷

旧刑事訴訟法は証拠書類に関する犯罪の対象について「ある一人の当事者により」と規定されていたが、この文言では証人、複数人で証拠書類に関する犯罪を犯した場合、これらの者を除外してしまうためこの文言は削除された⁸⁷。インド法律委員会も第41回レポートにおいて改正を主張していた⁸⁸。

2005年の刑事法修正法により従来認められていた当該裁判所または従属する他の裁判所に加えて、当該裁判所の代理権限を有する職員も訴追請求者に加えられた⁸⁹。また、2005年の刑事法修正法により刑法195条Aが新設され、

⁸³ Govind Mehta v. State of Bihar, AIR1971 SC1708. 日本における親告罪は「公訴の提起を制限」するのに対して、インドにおける親告罪類似規定は治安判事による「審判開始決定を制限」する規定であり、両者は体系が異なるものであるから親告罪類似規定と表記する。

⁸⁴ CODE CRIM. PROC. § 195(1)(a)(ii)(iii), § 195(1)(b)(iii).

⁸⁵ The King v. Ma E, AIR 1939 R 148.

⁸⁶ CODE CRIM. PROC. § 195(3).

⁸⁷ SARKAR *supra* note 61 at 1047.

⁸⁸ LAW COMMISSION OF INDIA REP. No.41, at 108 (1969).

⁸⁹ Criminal Law (Amendment) Act, 2005 § 3.

威迫して虚偽の証拠を提出させた場合が処罰の対象となり⁹⁰、2008年刑事訴訟法修正法によって刑事訴訟法195条Aが追加され、証人その他の者も訴追請求ができることとされた⁹¹。

ウ 公務員に対する職権侮辱罪等に関する訴追請求状の作成主体

作成の主体は公務員自身であることが要求され、公務員の補助者が作成した訴追請求状は無効である⁹²。また、訴追請求状は公務員自身が作成しなければならず、他の者に権限を与えることはできない⁹³。公務員の定義は刑法21条に詳細に定義されている。裁判所が訴追請求する場合は治安判事が代理で作成することはできない⁹⁴。

公務員に対する職権侮辱罪は、公務員自身が訴追請求状を提出した場合においては上級機関が取下げを命じることができ、その命令の写しを裁判所が受領した以降は訴追請求のいかなる手続もとってはならない⁹⁵。もっとも、第1審終結後は取下げ命令はできない⁹⁶。

エ 訴追請求状の作成に関する規定

公共裁判に対する犯罪及び証拠書類に関する犯罪は予備尋問を行うことが司法の利益に適うと判断した場合は、予備尋問を行った後に裁判所は訴追請求状を作成することが出来る⁹⁷。「司法の利益に適う」か否かは被害者感情というよりも、むしろ公共の利益の観点から判断される⁹⁸。この手続におけ

⁹⁰ Criminal Law (Amendment) Act, 2005 § 2.

⁹¹ Code of Criminal Procedure (Amendment) Act 2008 § 17.

⁹² Loknath Mishra Vishweshwar Prasad Mishra v. State of M.P, AIR 1964 MP 237.

⁹³ Krishna Tukaram Jadhav v. The Secretary to the Chief Minister Bombay State, AIR 1955 Bom 315.

⁹⁴ Ashok v. The State, *supra* note 81.

⁹⁵ CODE CRIM. PROC. § 195(2).

⁹⁶ *Id.*

⁹⁷ *Id.* § 340(1)(b).

⁹⁸ Bajrang Marwari v. Durga Prasad Sao, AIR 1937 P 31.

る訴追請求状の作成をしなかった場合または訴追請求状作成の請求を拒絶した場合は、従属する裁判所に訴追請求状の作成権限が与えられる⁹⁹。また、訴追請求状の作成を拒否された者または訴追請求状を作成された者は上級裁判所に対しての異議の申立てをすることができる¹⁰⁰。

この手続において訴追請求状を作成した裁判所は費用の支払いを命ずることができる¹⁰¹。また、この手続において訴追請求状を受けた治安判事は捜査報告書に基づいて審判開始決定されたものとして事件処理に着手しなければならない¹⁰²。具体的には、訴追請求状が書面でなされ公務員または裁判所が訴追請求した場合は、訴追請求者の尋問を要しない¹⁰³。

訴追請求に対する異議は事件の根本に関わるものであるから全ての証拠決定がなされるまで待つ必要はなく、手続の前に必要に応じて決定される¹⁰⁴。

オ 偽造証拠

多くの判例は、公判前の準備手続（pre-Trial）における偽造証拠の作成については本条は適用されないとする¹⁰⁵。

刑事裁判で審判開始決定した後に、民事裁判において偽造が明らかになっても新たに民事裁判所からの訴追請求は必要はなく、審判開始決定に影響はない¹⁰⁶。また、手続が終結した後に偽造が行われても刑訴法195条は適用されず、審判開始決定に影響はない¹⁰⁷。

偽造証拠の罪は警察に提出された場合には適用されない¹⁰⁸。また、治安

⁹⁹ CODE CRIM. PROC. § 340(2).

¹⁰⁰ *Id.* § 341(1).

¹⁰¹ *Id.* § 342.

¹⁰² *Id.* § 343(1).

¹⁰³ *Id.* § 200.

¹⁰⁴ Banalamudi Parandhamayya v. Y. Nagabhusanam, AIR 1939 M 579.

¹⁰⁵ SARKAR, *supra* note 61 at 1068.

¹⁰⁶ Nanak Chand v. Khwaja Mahmud, AIR 1937 L 238.

¹⁰⁷ Kartick Chandra Biswas v. Emperor, AIR 1930 C 278.

¹⁰⁸ Emperor v. Birdichand Chunnillal, AIR 1948 Nag 244.

判事が保釈を認め、公訴棄却した場合に適用されるかは高裁の間でも判断が分かれていたが、最高裁は司法的性質 (Judicially) を有するとして訴追請求が要求されるとした¹⁰⁹。

カ 他の犯罪との関係

刑訴法195条は対象犯罪と同じ性質の訴追請求状が要求されない小さな犯罪を訴追することによって潜脱することは許されないという原則がある¹¹⁰。そして、非親告罪が親告罪と可分で区別できる場合は前者について裁判所は手続を進めることができる¹¹¹。この原則に則り以下の様に各判例は判断をしている。

非親告罪の刑法332条 (公務員の職務を阻止するための故意傷害) で訴追請求をした場合、親告罪である同186条 (公共機能の職務の遂行を妨げること) の要素を含むものであるが、両者は別罪であり訴追請求状がなくとも審判開始決定できるとする¹¹²。また、非親告罪である同466条 (裁判所記録または公共記録の偽造) は親告罪である同463条 (偽造) の要素を含んでいるが、その他の要素も含んでいるため、訴追請求状なく起訴ができる¹¹³。非親告罪である同353条 (脅迫または暴行により公務員の公務を妨げること) のみ訴追したとしても親告罪である同186条 (公共機能の職務の遂行を妨げること) を潜脱するものとは言えない¹¹⁴。非親告罪である同353条 (脅迫または暴行により公務員の公務を妨げること) と親告罪である同186条 (公共機能の職務の遂行を妨げること) が起訴された場合で訴追請求状を欠く場合は親告罪である同186条は訴追できないが、同353条に対する訴追自体は有効

¹⁰⁹ Kamalapati Trivedi v. State of West Bengal, AIR 1979 SC 777.

¹¹⁰ Durgacharan Naik v. State of Orissa, 1966 AIR SC 1775.

¹¹¹ State of U.P. v. Suresh Chandra Srivastava, AIR 1984 SC 1108.

¹¹² Ramkubhai Valkubhai Dhakhda v. State of Gujarat (2006), <https://indiankanoon.org/doc/73684/> (last visited Jul. 1, 2016).

¹¹³ S.P. Yellappa Gowder v. State of Karnataka, 1977 CrLJ (NOC) 154.

¹¹⁴ Shankarappa Sangappa Walikar v. Allisab, 1977 CrLJ (NOC) 218.

である¹¹⁵。親告罪である同186条（公共機能の職務の遂行を妨げること）の訴追請求が欠けていたとしても、非親告罪である同143条（不適法な集団の構成員になること）により処罰される¹¹⁶。

他方、非親告罪である同467条（有価証券・遺書の偽造）は親告罪である同463条（偽造）に含まれ、訴追請求状なく審判できない¹¹⁷。また、公務員が逮捕令状の執行を妨害され、暴行を受けた場合、非親告罪である同323条（故意傷害）、同324条（危険な凶器または手段を用いた重傷害）、同353条（脅迫または暴行により公務員の公務を妨げること）のみで警察報告書で認知した場合は親告罪である同186条（公共機能の職務の遂行を妨げること）を潜脱したものとして違法である¹¹⁸。

以上の様に、親告罪の訴追請求状を欠く場合の非親告罪の起訴についての判例は親告罪の規定の潜脱することはできないとの基本的な考えを出発点とするものの、その判断は流動的と言える。

キ 訴追請求の法的性質

法的性質について論じる明確な文献に触れることはできなかった。もっとも、高裁判例においては、親告罪である刑法188条（公務員により正当に発せられた命令に違反すること）と同条の命令違反を前提する非親告罪である同145条（解散するよう命じられていることを知りながら、不適法な集合に参加またはとどまること）が成立し、前者の訴追請求状がない場合は同145条の「不適法な集合」とならないとする¹¹⁹。本判例においては訴追請求状の欠如が実体法上の犯罪の成否にも影響を及ぼすものといえる。また、訴追請求の取下げの効果は無罪とされていることから、親告罪における訴追請求の法的性質については訴訟法実体法混合説に近いものと評価できよう。

¹¹⁵ Durgacharan Naik v. State of Orissa, *supra* note 110.

¹¹⁶ Ch. Inder Singh v. The State, AIR 1960 Punj 356.

¹¹⁷ Smt. Maharaji v. Rama shanker, 1983 CrLJ 24.

¹¹⁸ Janki Prasad Tibrewal v. State of Bihar, 1975 CrLJ 575.

¹¹⁹ Bansidhar Patnaik v. Province of Orissa, AIR 1951 Ori 84.

3 婚姻犯罪 (Offences against Marriage)

(1) 婚姻犯罪に対する訴追請求手続の概要

ア 婚姻犯罪一般

刑法第20章に規定された婚姻犯罪は被害者からの訴追請求がなされた場合を除いて、審判開始決定をしてはならない¹²⁰。訴追請求は書面または口頭のいずれでもよい。刑法第20章に規定された婚姻犯罪とは以下の犯罪をいう。同493条（男性が適法な婚姻と女性を信じさせて同棲すること）、同494条（夫または妻の生存中に再び結婚すること）、同495条（前の結婚を秘して、夫または妻の生存中に再び結婚すること）、同496条（適法な婚姻と欺いて結婚式を挙げること）、同497条（姦通）、同498条（犯罪を行う意図で既婚女性を誘い、連れ去りまたは監禁すること）。

18歳未満の者、白痴、精神病者もしくは虚弱のため訴追請求できない場合または地方の慣習やマナーで公の場所に現れることを強制されるべきではない女性は、裁判所の許可を経て代理人が訴追請求できる¹²¹。同494条（夫または妻の生存中に再び結婚すること）または同495条（前の結婚を秘して、夫または妻の生存中に再び結婚すること）の犯罪が犯された場合で被害者が妻の場合は妻の両親、兄弟姉妹、子ども、叔父、叔母または裁判所の許可を経て血縁関係のある者、婚姻関係もしくは養子縁組により家族関係になった者も代理して訴追請求状できる¹²²。妻による重婚の被害者は夫である¹²³。

同497条（姦通）または同498条（犯罪を行う意図で既婚女性を誘い、連れ去りまたは監禁すること）における被害者は当該女性の夫のみであり、夫が不在の場合は妻の世話をしていた者が裁判所の許可を得て代理して訴追請求できる¹²⁴。

また、婚姻犯罪の教唆・幫助または未遂も被害者の訴追請求が要求され

¹²⁰ CODE CRIM. PROC. § 198(1).

¹²¹ *Id.* § 198(1)(a).

¹²² *Id.* § 198(1)(c).

¹²³ Banamali Tripathy v. Emperor, AIR 1943 P 212.

¹²⁴ CODE CRIM. PROC. § 198(2).

る¹²⁵。刑訴法198条は強行規定であり、同条に違反した場合は訴追は無効となる¹²⁶。

イ 家庭内暴力・夫婦間強姦・別居している夫が妻と同意なく性交すること
1983年に刑訴法198条Aが追加され¹²⁷、刑法498条Aに規定される「夫または夫の親族による妻への残酷な行為」は警察の捜査報告書または被害者、両親、兄弟姉妹、子ども、叔父、叔母による訴追請求、裁判所の許可を経て血縁関係のある者、婚姻関係もしくは養子縁組により家族関係になった者の訴追請求がない限り審判開始決定されてはならないとされた¹²⁸。代理形式ではなく、一次的な訴追請求者として両親等が含まれている点で部分的親告罪といえる。

また、妻が18歳未満の夫婦の場合の夫婦間強姦は犯罪のなされた時から1年1日が経過した場合は強姦罪で審判開始決定をすることはできない¹²⁹。

そして、刑法376条B（別居している夫が妻と同意なく性交すること）については、裁判所は犯罪を構成することが第三者の訴追請求から明白な場合また妻自身の訴追請求がない限り審判開始決定をしてはならない¹³⁰。この規定も部分的親告罪といえる。

ウ 条文の変遷

1973年の現行刑事訴訟法への改正により7項が追加され、教唆・幫助にも適用されるようになった。1978年に刑法494条（夫または妻の生存中に再び結婚すること）の訴追請求権者に裁判所の許可を得た血縁、婚姻、養子により親族となった者も追加され、同495条（前の結婚を秘して、夫または妻の

¹²⁵ *Id.* § 198(7).

¹²⁶ Jagdish Narain v. Nawab Shams Ara Begam, 36 CrLJ 116.

¹²⁷ Criminal Law (Second Amendment) Act § 5.

¹²⁸ CODE CRIM. PROC. § 198A.

¹²⁹ *Id.* § 198(6).

¹³⁰ *Id.* § 198B.

生存中に再び結婚すること)も対象犯罪として追加された¹³¹。そして、1983年に刑法498条A(夫または夫の親族による妻への残酷な行為)が追加で親告罪の対象となり、また、2008年の刑事訴訟法修正法により夫婦間強姦の対象年齢が15歳から18歳に引き上げされた¹³²。2013年の刑事法修正法により刑法376条B(別居している夫が妻と同意なく性交すること)が親告罪の対象となった¹³³。

(2) 婚姻犯罪を要訴追請求犯罪とする趣旨

刑訴法198条1項が婚姻犯罪を要訴追請求犯罪とする趣旨は、妻と関係のない者に夫または後見人が掻き回されることを望まない事項を公表されることを防ぐ点にある¹³⁴。

同198条Aが家庭内暴力を要訴追請求犯罪とする趣旨は、持参金(Dowry)または財物、価値ある証書を不法に要求する夫またはその親族から女性を守る点にある¹³⁵。婚姻を神聖なものとするインド人女性にとって刑事的介入が婚姻関係の回復を妨げるおそれがあるとの考えが背景にあるものと考えられる。

4 名誉毀損罪(Defamation)

(1) 名誉毀損罪に対する訴追請求手続の概要

刑法第21章に規定されている名誉毀損罪は、被害者による訴追請求がなければ審判開始決定をしてはならない¹³⁶。名誉毀損罪とは同499条(名誉毀損)、同501条(名誉毀損と知りながら印刷または彫刻すること)、同502条

¹³¹ SARKAR, *supra* note 61 at 1132. 性犯罪について親告罪類似規定は「夫婦間強姦」及び「別居している夫が妻と同意なく性交すること」の二つだけである。

¹³² Code of Criminal Procedure (Amendment) Act, 2008 § 18.

¹³³ Criminal Law (Amendment) Act, 2013 § 19.

¹³⁴ *In re Rathna Padayachi*, 17 CrLJ 363.

¹³⁵ SARKAR, *supra* note 61 at 1139.

¹³⁶ CODE CRIM. PROC. § 199(1).

(名誉毀損の内容を含む印刷物または彫刻を売却すること)を対象とする。訴追請求は書面または口頭のいずれでもよい。

18歳未満の者、白痴、精神病者もしくは虚弱のため訴追請求できない場合または地方の慣習やマナーで公の場所に現れることを強制されるべきではない女性は、裁判所の許可を経て代理人が訴追請求できる¹³⁷。

なお、名誉毀損の被害者が大統領、副大統領、州知事、連邦直轄領行政長官、連邦・州・連邦直轄領の大臣または連邦・州の事務について雇用されているその他の公務員に対して公務遂行中の行為に対してなされた場合は検察官の訴追請求状によって審判開始決定ができる¹³⁸。この場合の検察官の訴追請求状の提出期間が6ヶ月と制限されている¹³⁹。検察官の訴追請求には政府の許可を要する¹⁴⁰。

妻に対して不貞したとの事実を摘示した場合は、夫は被害者になる¹⁴¹。

(2) 条文の変遷

旧法においては刑法第19章(契約違反)も名誉毀損罪と並んで被害者の訴追請求が訴訟条件とされていたが、インド法律委員会が保護する必要性は全くないと提案し¹⁴²、現行法では削除された。

(3) 名誉毀損罪を要訴追請求犯罪とする趣旨

199条1項が名誉毀損罪を要訴追請求犯罪とする趣旨は、被害者の名誉に影響を与える問題であるため、裁判に持ち込むかを被害者に決定させる点にある¹⁴³。

¹³⁷ *Id.*

¹³⁸ *Id.* § 199(2).

¹³⁹ *Id.* § 199(5).

¹⁴⁰ *Id.* § 199(4).

¹⁴¹ *Dwijendra Nath Talukdar v. Makhon Lal Pramanik*, AIR 1943 C 564.

¹⁴² LAW COMMISSION OF INDIA REP. No.41, at 122 (1969).

¹⁴³ SIR JOHN WOODROFFE, CRIMINAL PROCEDURE IN BRITISH INDIA 230 (1926).

大統領等に対する訴追請求を検察官に限る2項の趣旨は当惑させる私人の訴追請求から公務員を守る点にある¹⁴⁴。また、高位な公務員は出版の場から遠く訴追請求状の作成が不便な点にもある¹⁴⁵。

第3 承認を訴訟条件とする犯罪

1 承認の概要

(1) 概説

インドにおいては被害者の訴追請求が訴訟条件になっている犯罪以外に、政府の承認 (Sanction) が訴訟条件となっている犯罪が存在する。以下に示すように、①国家犯罪、②裁判官及び公務員に対する訴追の2類型が存在する。条文上、定義規定は存在しない。

(2) 形式的記載

承認に特定の形式・記載は要求されていない¹⁴⁶。承認を与えることは行政的性質であり、司法的行為ではない。したがって、承認は法的証拠に基づく必要はなく、理由も示す必要もない¹⁴⁷。また、被告人への通知も必要ではない¹⁴⁸。そして、政府は承認を与えるか留保するか無制限の裁量がある¹⁴⁹。

もっとも、犯罪を構成する事実が証拠に基づいて表面上明らかでなければならず、これを満たさない承認は無効である¹⁵⁰。もっとも、その瑕疵は公判において証拠を示すことにより治癒される¹⁵¹。メモに単に「訴追を承認

¹⁴⁴ Shyamesh v. Public Prosecutor Pali, AIR 1969 Raj 61.

¹⁴⁵ SARKAR, *supra* note 61 at 1145.

¹⁴⁶ Biswabhusan Naik v. State of Orissa, AIR 1954 SC 359.

¹⁴⁷ Inguva Mallikarjuna Sharma v. State of Andhra Pradesh, 1978 CrLJ 392 AP.

¹⁴⁸ (Kakarla) China Chendrayya v. Maddukuri Subbarayudu, AIR 1923 M 338.

¹⁴⁹ Gokulchand Dwarkadas Morarka v. The King, AIR 1948 PC 82.

¹⁵⁰ *Id.*

¹⁵¹ M.K. Gopalan v. State of M.P., AIR 1954 SC 362.

する」とのみ記載し、犯罪事実や証拠を記載していない場合は無効である¹⁵²。刑法の適用条文の不記載は瑕疵にならない¹⁵³。

(3) その他要件

期間制限の規定は存在しない。もっとも、理由不明の遅れた承認は被告人の異議の機会を損なうものとして無効である¹⁵⁴。性質上、代理も認められない。電信でもよい¹⁵⁵。取下げの規定はない。また、承認がなされていない段階でも警察による捜査は禁止されない¹⁵⁶。

(4) 不可分の原則

共同被告人のうち一人が承認の不存在について異議を出した場合は併合審判として区別できず、全体が無効となるとする高裁判例がある¹⁵⁷。このように承認の不存在は主観的不可分になるといえる。

他方、公務員が承認が必要な犯罪を含む複数の犯罪で同時に起訴された場合、当該犯罪の承認がなければ全ての犯罪について審判開始決定できないとする高裁判例もあれば¹⁵⁸、承認が特定の条文についてなされ、起訴がなされ記載事実から別の条文の犯罪が構成されていたとしても当初の承認は有効であるとする高裁判例がある一方¹⁵⁹、承認が必要な犯罪である同124条A（煽動罪）で承認がなされた場合は同じく承認が必要な同153条A（宗教、人種、出生地、住居、言語等の異なるグループ間の敵意を促進することまた

¹⁵² Khan Mohammad v. The King, AIR 1950 Cal 108.

¹⁵³ Major J. Phillips v. The State, AIR 1957 Cal 25.

¹⁵⁴ Omkar Sharma v. State of H.P., <https://indiankanoon.org/doc/1207127/> (last visited Jul. 1, 2016).

¹⁵⁵ See, P. Varadarajulu Naidu v. Emperor, AIR 1920 mad 928.

¹⁵⁶ State of Karnataka v. Pastor P. Raju, AIR 2006 SC 2825, Emperor v. Khawaja Nazir Ahmad, AIR 1945 PC 18.

¹⁵⁷ Emperor v. Fazal Rahman, 38 CrLJ 1042.

¹⁵⁸ Pawan Kumar v. Ruldu Ram, 1983 CrLJ 180.

¹⁵⁹ H.H. B. Gill v. King- Emperor, AIR 1947 FC 9.

は平和の維持を害する行為をすること)で判決を正当化できないとする高裁判例もあり¹⁶⁰、客観的不可分の原則が認められるかは不明確である。

訴追請求と同様に承認の効力が可分か不可分についても原則や理論というものではなく、判例ごとに区々に判断されていると考えられる。

(5) 承認の審査

承認について不服ある場合は当事者は異議を述べることができ、本案を審理する前の最も早い段階で異議を申し立てるべきとされる¹⁶¹。被疑者は審判開始決定がなされれば承認について即時に答弁することができ、起訴がなされるまで待つ必要はない¹⁶²。もっとも、承認への疑義は審判開始決定した後や、結審した後、さらには判決の後にも申し立てはし得る¹⁶³。

(6) 承認の欠缺・追完

承認が得られなかった場合は新たに承認を得て訴追する機会を確保するために被告人を釈放(Discharge)することはできず、無罪(Acquittal)が言い渡される¹⁶⁴。承認が得られなかった場合は無罪の判決がなされ追完が許されないことから訴訟法的性質とともに実体法的性質も見受けられ、承認の法的性質も訴訟法実体法混合説に近いものといえる。

事前に承認は得られなかったものの、事後に承認が得られた場合は判例の多数は「事前の承認」との文言を重視して瑕疵を治癒しない¹⁶⁵。もっとも、治安判事が承認がない段階で訴追請求に基づき召喚状を発行した後、その後承認が得られた場合は承認を受け取った後に新たに審判開始決定ができるとする高裁判例がある¹⁶⁶。また、近時の最高裁は1回目の起訴状に承認が

¹⁶⁰ Omprakash Lalchand v. Emperor, AIR 1948 Nag 71.

¹⁶¹ The State v. Laldas, 1953 CrLJ 806.

¹⁶² Abdul Wahab Ansari v. State of Bihar, AIR 2000 SCW 3187.

¹⁶³ Kishore v. Kamleshwar, AIR 2002 SC 2861.

¹⁶⁴ Prakash Chandra jaiswal v. State of U.P., 1992 CrLJ 1590.

¹⁶⁵ SARKAR, *supra* note 61 at 1129.

なくても、承認がなされた後に出された2回目の起訴状は有効とする¹⁶⁷。

他方、裁判後に承認が必要だったことが判明した場合でも公訴棄却にすべきであり、無罪にすべきではないとされる¹⁶⁸。

2 国家犯罪 (Offences against the State)

(1) 国家犯罪に対する承認手続の概要

国家犯罪については連邦政府または州政府の事前の承認なく審判開始決定してはならない¹⁶⁹。具体的には刑法121条（インド政府に対して戦争を仕掛けることまたはその未遂もしくは教唆・幫助）、同121条A（インド政府に対して戦争を仕掛けることのコンスピラシー）、同122条（インド政府に対して戦争を仕掛ける意図で武器等を集めること）、同123条（戦争を仕掛けることを容易にする意図で計画を知りながら秘密にすること）、同124条（適法な権限の行使を強制または抑制する意図で大統領・知事等を脅迫すること）、同124条A（煽動罪）、同125条（インド政府と同盟関係にあるアジアの国々に対して戦争を仕掛けること）、同126条（インド政府が平和に治めている領土を略奪すること）、同127条（125条及び126条に規定された戦争または略奪により得た財産を受け取ること）、同128条（公務員が州の囚人または戦争の捕虜が逃走することを故意に許すこと）、同129条（公務員が不注意で州の囚人または戦争の捕虜に逃走されること）、同130条（州の囚人または戦争の捕虜を脱走または隠れ家を与えることにより逃走を助けること）、同153条A（宗教、人種、出生地、住居、言語等の異なるグループ間の敵意を促進することまたは平和の維持を害する行為をすること）、同295条A（宗教的感情を踏みにじ

¹⁶⁶ Ar jan Singh v. Emperor, AIR 1939 L 479.

¹⁶⁷ State of Karnataka through CBI v. C. Nagarajaswamy, AIR 2005 SC 4308.

¹⁶⁸ Harendra Chandra Parori v. Emperor, AIR 1947 Cal 290.

¹⁶⁹ CODE CRIM. PROC. § 196(1)(a). 拙稿「修復的司法としての親告罪へーインド、シンガポールにおける私和罪を手掛かりとして」信州大学法学論集27号（2016年）43頁においては320条2項の「Sanction」の文言を許可と訳したが、196条の文脈では「承認」と訳するのが適当なため、両者の訳を分けることとする。

る意図で意図的かつ悪意に宗教または宗教の信仰を侮辱すること）、同505条1項（公共に悪影響を引き起こす声明をすること）を対象とする。

また、以上の罪のコンスピラシー¹⁷⁰、及び同108条A（外国から教唆・幫助されインド国内で犯罪が実行された）の場合も同様に連邦政府または州政府の事前の承認が要求される¹⁷¹。

同153条B（国家統一を害する主張による非難）、同505条2項（異なるグループの敵意、憎しみを生み出しましたは促進する声明）、同505条3項（礼拝の場における異なるグループの敵意、憎しみを生み出し、または促進する声明）は連邦政府または州政府または治安判事の事前の承認なくして審判開始決定をしてはならない¹⁷²。上記のグループと異なり承認権者に治安判事も含まれている。また、これらの犯罪のコンスピラシーも同様である¹⁷³。また、これらの承認に際して、政府は承認の判断のために警察に捜査を命ずる事ができる¹⁷⁴。

同120条Bの2項（死刑または終身刑または2年以上の自由刑が科される犯罪以外のコンスピラシー）についても州政府または治安判事の書面による同意（Consent）がない限り審判開始決定をしてはならない¹⁷⁵。もっとも、前述の刑法195条（公務員に対する職権侮辱罪等）に規定されるコンスピラシーの場合はかかる同意は要求されない¹⁷⁶。同意がないことに関して異議がない場合は判決は違法ではない¹⁷⁷。なぜなら、同意は単に訴追開始の要件に過ぎないためである。

¹⁷⁰ *Id.* § 196(1)(b).

¹⁷¹ *Id.* § 196(1)(c).

¹⁷² *Id.* § 196(1A)(a).

¹⁷³ *Id.* § 196(1A)(b).

¹⁷⁴ *Id.* § 196(3).

¹⁷⁵ *Id.* § 196(2).

¹⁷⁶ *Id.*

¹⁷⁷ Hanif v. Emperor, AIR 1932 C 786.

(2) 条文の変遷

インド法律委員会の第41回レポートの提案を受けて¹⁷⁸、刑法127条（125条及び126条に規定された戦争または略奪により得た財産を受け取ること）が追加され、刑法第9-A章（選挙犯罪）及び同294条A（権限なく富くじ場を開設すること）が削除された。また、1980年の改正によって同153条B（国家統一を害する主張による非難）及び同505条1項（公共に悪影響を引き起こす声明をすること）が追加された¹⁷⁹。かつて、政府の代理として権限を受けた公務員も承認の権限を有していたが、インド法律委員会が第41回レポートでしばしば生じる時間のかかる論争、すなわち、公務員が政府より正当な権限を委任されたのか、公務員が政府により受けた権限を逸脱していないかという議論を避けるために、「州政府または連邦政府」と単純化すべきと提案し¹⁸⁰、改正された。また、旧法下の「訴追請求により」との文言が「承認により」に改正された¹⁸¹。

(3) 国家犯罪を要承認犯罪とする趣旨

196条1項が国家犯罪を要承認犯罪とする趣旨は権限のない者が州の問題について訴追することによって介入することを防止し、政府の権限のある者のみによる政策的理由からの訴追を保障する点にある¹⁸²。重大で例外的性質を有し、州政府の公共の平和と平穩に関する犯罪が対象となる¹⁸³。

2項の趣旨はコンスピラシーに対する濫用的訴追の開始を予防する点にある¹⁸⁴。

¹⁷⁸ LAW COMMISSION OF INDIA REP. No. 41, at 112-114 (1969).

¹⁷⁹ SARKAR, *supra* note 61 at 1078.

¹⁸⁰ LAW COMMISSION OF INDIA REP. No. 41 at 114 (1969).

¹⁸¹ See, old Code of Criminal Procedure § 196.

¹⁸² State of Karnataka v. K. Rajashekara, 2010 CrLJ 611.

¹⁸³ *Id.*

¹⁸⁴ Abdul Rahman v. Emperor, AIR 1935 C 316.

3 裁判官及び公務員に対する訴追

(1) 裁判官及び公務員に対する訴追の承認手続の概要

現に判事または治安判事もしくは政府の承認がなければ解雇されない公務員、または過去に裁判官もしくは公務員であった者が職務中に犯罪を犯した場合は、政府の事前の承認がなければ審判開始決定をしてはならない¹⁸⁵。

もっとも、刑法166条A（公務員が法律に基づく指示に違反すること）、同166条B（病院の性犯罪被害者への無償治療等の懈怠）、同354条（女性の貞操を踏みにじる意図で脅迫または暴行をすること）、同354条A（セクシャルハラスメント）、同354条B（女性の衣服を脱がせる意図で脅迫または暴行をすること）、同354条C（のぞき行為）、同354条D（ストーカー行為）、同370条（人身売買）、同375条・376条（強姦）、同376条A（強姦により死亡または永続的な植物状態にした場合）、同376条C（権限を利用した性交）、同376条D（集団強姦）、同509条（女性の貞操を侮辱する意図での発言・ジェスチャー・行為）は政府の許可を要しない¹⁸⁶。

政府は、訴追される者、方法、犯罪、さらにどの裁判所で審判されるべきかを決定することができる¹⁸⁷。かかる規定は犯罪が実行された場所を管轄する裁判所が審判する旨の原則を定める刑訴法177条の例外となる。

また、刑法129条（軍隊によらない集会の解散）、同130条（集会解散のための軍隊の使用）、同131条（一定士官の集会解散権）に基づきなされた行為は軍隊の士官または兵士については連邦政府の承認、その他の者は州政府の承認がない限り訴追されない¹⁸⁸。

(2) 条文の変遷

かつて現職の裁判官または公務員であることが要求されていたが、インド

¹⁸⁵ CODE CRIM. PROC. § 197(1). 汚職調査機関設立法 (Lokpal and Lokayuktas Act) に該当する場合は除外される。

¹⁸⁶ *Id.*

¹⁸⁷ *Id.* § 197(4).

¹⁸⁸ *Id.* § 132(1).

法律委員会の提案を受けて¹⁸⁹、退職後の者まで拡大された。また、「政府」の文言が「中央政府または州政府」に書き換えられた。2013年に汚職調査機関設立法の除外規定が設けられ¹⁹⁰、2013年の刑事法修正法により上記の性犯罪等についての除外規定が設けられた¹⁹¹。

(3) 裁判官及び公務員に対する訴追を要承認犯罪とする趣旨

197条1項が裁判官及び公務員に対する訴追を要承認犯罪した趣旨は、起訴のための濫用的起訴から公務員を守る点及び濫用の手続きから公務員を守り、何らかの根拠に基づく正当な理由に基づかない起訴を認めない点¹⁹²、濫用の訴追から公務員を守る点及び起訴前のより優れた権限を持つ者の思慮深い意見を保障する点にある¹⁹³。すなわち、裁判官及び公務員の保護である。

(4) 適用範囲

公務員の定義は刑法21条、裁判官の定義は同19条に規定されている。条文で限定された犯罪以外においても本条の対象となる行為は公務の職務に合理的に関連する範囲内でなければならない¹⁹⁴。具体的には、不法な利益を得る為に要求する行為は公務ではなく同197条は適用されない¹⁹⁵。同168条

¹⁸⁹ LAW COMMISSION OF INDIA REP. No.41, at 121 (1969).

¹⁹⁰ Lokpal and Lokayuktas Act 2013, The Schedule.

¹⁹¹ Criminal Law (Amendment) Act 2013, § 18. 2013年刑事法修正法においては、これらの改正に加え前述の様に、刑法376条B（別居している夫が妻と同意なく性交すること）が親告罪の対象となった。これは2012年にデリーで起こった陰惨な集団強姦殺人事件を契機として、実体法・手続法ともに性犯罪規定の大幅な改正を図ったことの一端である。我が国の性犯罪改革と時期を近くして行われたものであり、示唆を含むものと考えられる。

¹⁹² S. Y. Patil, AIR 1937 N 293.

¹⁹³ Hanmant Shrinivas Kulkarni v. Emperor, AIR 1929 B 375. この根拠は他の親告罪類似規定と異なり裁判官及び公務員の身分保障的な規定である。

¹⁹⁴ Bhagwan Prasad Srivastava v. N.P. Mishra, AIR 1970 SC 1661.

¹⁹⁵ Peerzada Mohd. Muzaffar v. Ab. Rashid Rather, 1996 CrLJ 1028.

(公務員の兼業禁止違反)にも本条は適用されない¹⁹⁶。

各部局の規則で承認が要求されていても裁判所はそれに拘束されない¹⁹⁷。各部局内の処分と法廷における刑事責任は全く別物であり、一方の手続によって無罪または免除がなされたからといってその事実だけで他方の手続の無罪または免除を導くものではない¹⁹⁸。

第4 我が国への示唆

1 概観

以上述べてきた様に、インドにおける訴追請求が訴訟条件とされる規定は①公務員に対する職権侮辱罪・公共裁判に対する犯罪・証拠書類に関する犯罪、②婚姻犯罪、③名誉毀損罪の3類型に分かれる。後二者は個人的法益を保護法益の主体が訴追請求し、公務員に対する職権侮辱等は国家的法益を保護法益とするものの客体となる公務員が訴追請求するものであるから、訴追請求は日本における「告訴」に近い。

他方、承認が要求される犯罪は、i 国家犯罪、ii 裁判官及び公務員に対する訴追の2類型である。政府という特定の機関の意思表示が必要な点で許可は「請求」に類似するが、国家犯罪の保護法益は国家的法益であることから、被害者としての「告訴」に近い側面も有している。

このように、訴追請求と承認を日本における告訴・告発・請求という分類に区分けすることは困難である。かつて国家犯罪の訴訟条件が承認ではなく訴追請求とされていたように、訴追請求状と承認の線引きは曖昧なものと考えられる。大別すると個人が処罰の意思表示をすることが「訴追請求」であり、政府という機関が処罰の意思表示をすることが「承認」と考えられる¹⁹⁹。

日本と同じ点として犯罪事実を示す点に本質がある点、訴追請求・承認が

¹⁹⁶ Dulloomiya v. Tularam, AIR 1932 N 133.

¹⁹⁷ State of Punjab v. Raj Kumar, AIR 1988 SC 805.

¹⁹⁸ Superintendent of Police (C. B. I) v. Deepak Chowdhary, AIR 1996 SC 186.

ない段階においても捜査自体は認められている点、親告罪の趣旨を潜脱して小さな犯罪で起訴することは許されない点、名誉毀損罪を保護の対象としている点、名誉毀損罪や婚姻犯罪といった個人的法益を保護法益とする犯罪においては一定の代理が認められている点、不当な訴追請求をした場合の費用負担の規定、民事事件を有利にするために利用されており、これに対して慎重な態度が採られている点などがあるが、以下の様に異なる点が多い。

2 日本の親告罪規定との違い

(1) 時効期間

法定刑が罰金刑のみまたは3年以下の自由刑である犯罪は時効期間に服する。親告罪類似規定の対象犯罪のうちの軽微な犯罪は時効期間に服する。もっとも、遅延が正当または訴追が司法の利益のために必要な場合は時効期間経過後でも訴追を認めるとの例外を設ける。

日本では公訴時効と告訴期間を趣旨の異なる別個の制度としているが、インドでの時効期間は両者を併せた規定といえる。すなわち、インドの時効期間の起算点は一次的には犯行日としながらも、犯罪発生について知らなかった時は犯罪発生を知った日、犯人を知らなかった時は犯人を知った日とされ、日本における公訴時効の起算点である「犯罪行為が終わった時」と、告訴期間の起算点である「犯人を知ったとき」の両要素を含む公訴時効と告訴期間の混合形態といえる。

これはかつての私人訴追主義が未だに残っているため、後述する様に被害者自身が訴追する制度の変形として親告罪類似規定が存在し、通常の訴追と同様の期間制限に服するものと思われる。また、訴追請求を訴訟条件とする趣旨が被害者意思の尊重の観点に加えて裁判所の効率的運営の要請が強いことも通常の訴追と同様にした要因と考えられる。

199 もっとも、刑訴法196条(1)(A)の承認権者に治安判事も含まれていることからこの線引きは厳密ではない。積極的な処罰の意思表示を行うことが「訴追請求」で、裁判所から求められ消極的に処罰の意思表示を行うことが「承認」と分けることも可能であろう。

インドでは3年以下の軽微犯罪についてのみ時効期間に服している。日本では平成12年改正により性犯罪の告訴期間が撤廃されたが、これは軽微性の観点からというよりも精神的ショックや犯人との特別の関係等により、短期間では告訴するか否かの意思決定をすることが困難な場合があることに配慮しての改正である²⁰⁰。時間制限については軽微か重大かという線引きより、親告罪の趣旨は被害者意思の尊重にある以上、期間内の告訴を被害者に期待できるかという観点の方が重要といえよう。

また、インドにおいての時効期間は6か月、1年、3年と幅があるのに対して、日本では告訴期間は軽重に限らず6か月のみである（公訴時効は刑により異なる）。確かに公訴時効は捜査を経て起訴に至るまでの期間であるのに対して、訴追請求は犯罪事実を示せば足りることから6か月～3年は十分な期間であるとも思える。しかし、公訴時効が検察官が起訴するための期間が念頭に置かれているのに対して、訴追請求はあくまで被害者自身が処罰の請求をするための制度であり、被害者保護の観点から決すべきである。被害者は精神的なショックや圧力により訴追請求できない事態も想定され、通常の訴追と同列に扱うことは疑問が残る。また、証拠の散逸の問題は各事例において証拠が不十分な場合は不起訴・無罪にすれば足り、期間制限の存在自体にも疑問が残る。そして、遅延が正当または訴追が司法の利益のために必要な場合は時効期間経過後でも訴追を認めるとの例外を設けることは恣意的な判断を招く危険もある。

(2) 訴追請求取下げ

日本における親告罪の告訴取消しは公訴提起までに制限され、また再告訴できないという効果を有するのに対して、インドの訴追請求の取下げは召喚事件（2年以下の自由刑が対象の令状により拘束されていない事件）を対象として、「十分な根拠」があるとの司法審査を経れば、1審の最終命令（結

²⁰⁰ 松本時夫ほか編『条解 刑事訴訟法〔4版〕』（弘文堂、2009年）453頁。

審) がなされるまではいつでもでき無罪の効力が生じる。

ア 時的範囲

時的範囲においてはインドの方がより被害者意思の尊重は図られている。判決直前まで取下げを認めると被告人の地位が不安定になるのではないかという懸念が生じるが、訴追請求取下げは日本の告訴取消しと異なり無罪 (Acquit) の効力が生じるためこの点は問題にならない。もっとも、被害者が判決まで弁護人から執拗に示談交渉を受ける恐れが懸念される。

イ 取下げの効力

日本において告訴取消しをした場合は取消しした者が再度告訴できないにすぎないが、インドにおいては無罪の効力が生じる。他の訴追請求者の訴追の機会を阻害しないか疑問が生じるが、「十分な根拠」があるかという司法判断を経ることによって柔軟な解決を図るものと思われる。

ウ 対象事件

日本においては、告訴を提出した事件は全て告訴取消しの対象となるが、インドでは訴追請求の取下げは訴追請求した犯罪のうち軽微事犯に限る。一度訴追請求した以上、刑罰権発動を私人の意思に委ねるのは不安定になるため対象を限定的に捉えるとの要請も考えられるが、訴追請求者の意思に委ねるべく訴追請求を訴訟条件とした以上、訴追請求が訴訟条件となる犯罪はいずれも取下げ可能であるとする方が一貫していると考える。もっとも、入口と出口を変える立法例は訴追の必要が高い犯罪や弁護人からの執拗な示談が想定される場合に適正な処罰を実現でき今後の立法に参考になると思われる。

エ 主観的可分

また、取下げの効力については明文で主観的可分であると規定する。日本

では主観的不可分については取消しについても明文上規定されている。その根拠は犯罪事実について処罰を求める点に告訴の本質があるためとされる²⁰¹。他方、有力説は主観的不可分の原則の根拠は検察官の公訴権の行使に枠をはめないでできる限り自由な活動を保障する必要があるとの政策的配慮であり、具体的には告訴人の私的感情によって不当な差別が生ずることを防止しようとする点にあるとする²⁰²。この点については、加害者の一人と示談がなされた場合はその者については代替的紛争解決が図られており、訴追する必要は乏しい。また、告訴の本質は犯罪事実の処罰を求める点ではなく、被害者意思の尊重にある以上、被害者の意向を酌むべきであり、「全部か零か」の選択を迫る必要もなく²⁰³、可分的に捉えるのは合理的と言える。そして、不当な差別が生じる懸念については「十分な根拠」があるかという司法判断を経ることによって防止できると評価でき、今後の立法論においても参考になるといえよう。

オ 司法審査

そして、日本においては告訴取消しは告訴権者の自由であるが、インドにおいて訴追請求の取下げは治安判事が「十分な根拠」があると判断した場合に限り認められるという司法判断に服するのであり、その点で被害者意思の尊重は一定程度抑制される。かかる制度は被害者が取下げたいとしても処罰の必要性が高い場合や脅迫等により取消しを強制されている場合には効果的であり適正な処罰に適うといえよう。訴追請求については審査及び取消しの両場面において司法審査が要求される。これはドイツにおける条件付親告罪が「刑事訴追の特別な公益」(besondere öffentliche Interesse an der

²⁰¹ 中武靖夫「告訴不可分の原則」日本刑法学会編『刑事法講座 第5巻(刑事訴訟法1)』(有斐閣, 1954年) 1056頁。

²⁰² 高田卓爾「告訴の不可分」平場安治ほか編『団藤重光博士古稀祝賀論文集4巻』(有斐閣, 1985年) 171頁。

²⁰³ 前掲高田注202) 171頁。近時の非親告罪化の議論もそうであるように二者択一的な議論ではなく、今後は中間的な制度も視野に入れた議論が期待される。

Srafverfolgung) が存在する場合は処罰の可能性を残すのと同様に、取下げの場面における中間的な機能を有する制度と評価できる。

(3) 根拠論

ア 公務員に対する職権侮辱罪等を要訴追請求犯罪とする根拠

刑訴法195条(1)(a)が偽造証拠の提出等による犯罪を要訴追請求犯罪とした趣旨は相手方に復讐心や嫌がらせ、意地悪な目的で不十分な根拠に基づき軽薄で無関心な者による機械的な刑事訴追による悪用を防ぐ点にある²⁰⁴。また、同195条(1)(b)が、偽造証拠の使用による犯罪を要訴追請求状犯罪とした趣旨は、私人による訴追請求のうちの一部の復讐心による濫用または根拠のない意地の悪い訴追から被疑者・被告人を守り、偽造証拠等による裁判所の混乱を避ける点にある²⁰⁵。

かかる趣旨は日本における親告罪の根拠に見られないものであり、被害者意思尊重の観点というよりも、被疑者・被告人の保護、裁判所の効率的運営を図る要請が強い。これはインドにおいて訴訟の滞留が社会問題になっているという背景から、これを軽減するべく、被害者の訴追請求を要求し、訴追請求状の審査において十分な根拠がある事件のみ公判に付しているものといえる。かかる視点は私和罪の議論においても被害者意思の尊重の側面より社会的コストの削減の要請が強調されていることから伺える²⁰⁶。

また、インドにおいては検察官に訴追裁量がなく、審判開始は治安判事に委ねられるため、検察段階で絞りをかけられないという事情が存在する²⁰⁷。

他方、日本法においては訴追負担軽減の要請は起訴便宜主義によって図ることができ、かかる類型をあえて親告罪とする実益は乏しい。また、公務員に対する職権侮辱罪等の対象犯罪は日本においては刑法上の強制執行絡みの

²⁰⁴ CODE CRIM. PROC. § 195(1)(a)(i).

²⁰⁵ *Id.* § 195(1)(b)(i)(ii).

²⁰⁶ 拙稿・前掲注169) 53頁。

²⁰⁷ 西村・前掲注44) 236頁。

犯罪や偽造・公務執行妨害などを除けば、犯罪とされていないものや出頭拒否・宣誓拒否など手続法上、過料にととどまるものが対象となっており、実体法上の処罰規定が広範にわたるといふ差異もある。

したがって、かかる根拠は訴訟の滞留と訴追裁量の不存在、広範な実体法上の処罰規定というインド特有の事情のもとで成り立つ根拠であり日本法への示唆は乏しい。

イ 婚姻犯罪を要訴追請求犯罪とする根拠

刑訴法198条1項が婚姻犯罪を要訴追請求犯罪とした趣旨は、妻と関係のない者に夫または後見人が掻き回されることを望まない事項を公表されるのを防ぐ点にあるとされ、同198条Aが家庭内暴力を要訴追請求犯罪とした趣旨は持参金または財物、価値ある証書を不法に要求する夫またはその親族から女性を守る点にある。したがって、これらは被害者意思尊重の観点からの規定といえる。

私和罪における議論と同様に婚姻を神聖なものとするインド人女性にとって刑事的介入による対立構造が婚姻関係の回復を妨げるとの考えが背景にあるものと考えられる²⁰⁸。婚姻犯罪における親告罪の根拠は日本の親告罪における「家族関係の尊重」に近いものといえよう。もっとも、日本の親告罪と異なり夫婦間での犯罪に限り、対象となる犯罪も財産罪ではなく男女関係に関する犯罪が対象とされる。

対象犯罪は刑法498条（犯罪を行う意図で既婚女性を誘い、連れ去りまたは監禁すること）、夫婦間強姦、家庭内暴力、別居している夫が妻と同意なく性交することを除けば、単なる男女関係のトラブルに過ぎず、そもそも実体法上の犯罪とする必要性が疑わしい犯罪が多く、手続法上夫婦関係の修復に配慮するよりも、単なる私的領域の問題として非犯罪化して民事的解決に委ねるのが適当と思われる。また、夫婦間強姦や家庭内暴力を親告罪にする

²⁰⁸ 拙稿・前掲注169) 55頁。

とかえって性暴力・家庭内暴力の被害が潜在化する危険がある。かかる根拠はインド独特の婚姻観に起因するものであり日本法への示唆は乏しい。

ウ 国家犯罪を要承認犯罪とする根拠

刑訴法196条1項が国家犯罪を要承認犯罪とした趣旨は権限のない者が州の問題について訴追することによって介入することを防止し、政府の権限のある者のみによる政策的理由からの訴追を保障する点にある。重大で例外的性質を有し、州政府の公共の平和と平穩に関する犯罪が対象となる。

これは日本における独禁法違反行為を公正取引委員会の告発を訴訟条件とする趣旨に近い。すなわち、独禁法の親告罪の趣旨は「独禁法で処罰されるべき違反行為は広範囲の消費者の利益に大きな影響を及ぼすもの、あるいは国民経済に多大の影響をもたらすものであり、独禁法の専門運用機関である公正取引委員に専門的立場から消費者及び国民経済に与える影響の判断を任せ、その判断に基づいて違反行為の刑事責任を追及する点にある」²⁰⁹。両者とも行政の判断に任せる点で共通するが前者は政府による政策的判断の尊重であるのに対して、後者は所轄官庁の専門的判断の尊重である点で異なる。日本において告発・請求を訴訟条件とする犯罪は限られているが、インドの国家犯罪は広範に及び日本でいう逃走援助罪・騒乱罪・ヘイトスピーチといった犯罪の訴追までも政府の判断に委ねられている。司法の独立性の観点から行政機関から治安判事は独立して判断を任されるべきであり、例外を設けるとしても、日本でいう独禁法違反の様に裁判所が知見を有しない専門性の高い事項に限定すべきであり、政府の政策的判断に委ねるといふ根拠は司法の地位を揺るがしかねず問題がある。

また、かかる根拠は検察に訴追裁量がなく、治安判事の段階で絞りをかけるほかないという制度の下で成り立つ議論であり、検察に訴追裁量を認める我が国への示唆は乏しい。

²⁰⁹ 厚谷襄児ほか編『条解 独占禁止法〔初版〕』（弘文堂、1997年）623頁〔金子晃〕。

エ 公務員・裁判官に対する訴追を要承認犯罪とした根拠

刑訴法197条1項が公務員・裁判官に対する訴追を要承認犯罪としたことの趣旨は、起訴のための何らかの根拠がない限り起訴を認めない点及び濫用の手続きから公務員を守り、正当な理由に基づかない起訴を認めない点、濫用の訴追から公務員を守る点及び起訴前のより優れた権限を持つ者の思慮深い意見を保障する点にある。

これは日本の親告罪の文脈では見られない根拠である。裁判官の弾劾裁判や公務員の身分保障に近い発想といえる。たしかに、これにより公務員・裁判官は委縮せず、職務に専念できると思われるが、濫用的な訴追から公務員・裁判官を保護する必要があるとしても訴追請求・警察報告書の審理を厳格にすることにより対処すべきであり、政府に訴追を委ねる必要は乏しく、平等原則の観点からも馴れ合いの危険からも問題がある。かかる根拠は不当である。

オ 軽微性

以上の様に、日本の親告罪の根拠論のうち①被害者の名誉の保全はインドも同様であり、②家族関係の尊重はインドにおいても形態は異なるものの、近い発想は伺える。他方、③犯罪の軽微性を独自の根拠とする類型は見受けられず、また、日本では親告罪における軽微性は統一的根拠とされている²¹⁰。インドにおいて訴追請求状が要求される公務員に対する職権侮辱罪の法定刑は概ね6か月以内の自由刑であり、最高でも刑法181条（宣誓または確約の下、公務員または宣誓させる権限のある者に虚偽供述すること）が3年以下の自由刑または罰金とされている。刑法第21章の名誉毀損罪の法定刑はいずれも2年以下の自由刑または罰金ないしこれらの併科とされている。このように公務員に対する職権侮辱罪、名誉毀損罪においては軽微性の要請が伺われる²¹¹。

²¹⁰ 黒澤睦「親告罪の意義」明治大学法学研究論集15号（2001年）13頁参照。

²¹¹ 軽微性の要請は類型というより、訴追請求の時効期間及び取下げに見られる。

他方、公共裁判に対する犯罪である同194条（死刑を科し得る犯罪の有罪判決を獲得する意図で偽造証拠を提出または捏造すること）は法定刑を終身刑もしくは10年以下の自由刑またこれらと罰金の併科とし、証拠書類に関する犯罪である同475条（刑法467条規定の価値ある証券もしくは遺書等を真正な物と見せかけるために模様または印を用いて偽造すること、または偽造された物を所持すること）は法定刑を終身刑もしくは7年以下の自由刑また自由刑と罰金の併科とする。また、婚姻犯罪の最高刑は同493条（男性が適法な婚姻と女性を信じさせて同棲すること）・同495条（前の結婚を秘して、夫または妻の生存中に再び結婚すること）の10年以下の自由刑または罰金とされており、軽微性の要請が伺われない²¹²。

また、国家犯罪である同121条（インド政府に対して戦争を仕掛けることまたはその未遂もしくは教唆・幫助）、同121条A（インド政府に対して戦争を仕掛けることのコンスピラシー）、同124条A（煽動罪）等は法定刑に死刑や終身刑も含み、到底軽微とはいえない重大犯罪においても親告罪とされる。

以上の様に、訴追請求を訴訟条件とする親告罪のうち公務員に対する職権侮辱罪、名誉毀損罪には軽微性の要請が含まれ、他方、公共裁判に対する犯罪、証拠書類に関する犯罪、婚姻犯罪及び国家犯罪は軽微性の要請を含まない。日本における議論では、集団強姦罪と単純強姦罪が犯罪の重大性の観点から前者を非親告罪とし、後者を親告罪としてきた様に²¹³、処罰の必要性の観点と被害者意思尊重の必要性を比較衡量して重大犯罪であれば訴追の「必要性」が高く、他方、軽微な犯罪であれば訴追の必要性が低いと同時に訴追を差控えても良いという「許容性」として機能する。これに対し、インドにおいては重大犯罪であり処罰の「必要性」が高いものでも対立利益（濫

²¹² 10年以下の自由刑は日本でも親告罪の対象となる犯罪もあり、軽微犯罪か重大犯罪か微妙なラインであるが、インドでは軽微な犯罪を対象とする私和罪の法定刑は最大7年であることから本稿では、10年以下の自由刑を定める婚姻犯罪を軽微ではない犯罪と位置付ける。拙稿・前掲注169）48頁参照。

²¹³ 単純強姦罪も刑法改正により非親告罪化が予定されている。

用的訴追の防止・婚姻関係の保護・政策的判断尊重)と比較衡量し後者が優越すれば審判開始が制限される。

親告罪制度を維持するには、国家訴追主義という大原則を制限するものとして、①必要性②許容性が要求されると解する。対立利益が大きいことは訴追を差し控える必要性のファクターとなっても、訴追をしなくてもよいという「許容性」にはならない。「許容性」の観点がなければ、重大な犯罪者に何ら刑罰・矯正の機会を与えず、野に放つことになり社会秩序維持の観点から問題が生じる。重大犯罪という事実は訴追の「必要性」というファクターであると同時に軽微ではないという意味で訴追をしなくてもよいという「許容性」を欠くとするファクターにもなる。したがって、「許容性」としての軽微性を備えていない場合は親告罪の正当化根拠に欠くと考える。訴追裁量により軽微犯罪を起訴猶予にできないインドにおいては特に軽微性が重要と考える。訴追便宜主義を採る日本では軽微な犯罪は訴追裁量により不起訴にできるため、軽微性を親告罪における「許容性」とする根拠は乏しいとの批判も考えられるが、この考えの下では軽微な犯罪は告訴を得られたとしても、起訴猶予の可能性がある一方、重大犯罪については告訴がなければ訴追することができず適正な処罰を図れない。起訴便宜主義においても軽微性は中心的根拠に置くべきと考える²¹⁴。

カ 和解を根拠

インドにおいては、ドイツ法のように親告罪の根拠を和解思想または裁判外における紛争解決に根拠を見出す見解(一元説)²¹⁵は見受けられない。そもそもインドにおける親告罪は被害者意思の尊重に加えて裁判所の効率的運営を図る側面が強い。そして、和解への期待は後述する私和罪によって図られているといえる。もっとも、刑法498条A(夫または夫の親族による妻への

²¹⁴ 後述のように、訴追の必要性和反対利益を比較衡量するのではなく、両者の利益を最大限尊重する制度設計が望まれる。

²¹⁵ 田口・前掲注1) 246頁以下。

残酷な行為)については、和解があった場合に訴追請求を破棄する裁判例が多いことからすると、和解思想ないし裁判外の紛争解決の期待も事実上、根拠の一要素として含まれており、私和罪に接近していると評価する余地もあろう。

3 私和罪と親告罪規定の関係

私和罪とは、インド刑事訴訟法に規定される、一定の軽微犯罪について被害者・加害者間で和解することによって手続打切りを認める制度をいう²¹⁶。私和罪には2つの類型がある。第1類型は、比較的軽微な犯罪について被害者・加害者間の和解のみで手続打切りを認めるものである。第2類型は被害者・加害者間の和解に加えて裁判所の許可を要するものである。かかる私和罪制度の趣旨は被害者意思の尊重を図るとともに、付随的に裁判所・検察等の社会的・経済的コストの削減を図る点にある。私和罪の対象は州の安全や社会に大きく深刻な衝撃を与える犯罪や重大な性質の犯罪は私和罪にすべきではないとされている様に、軽微な犯罪を対象とする。そして、裁判所に付設する調停センターの利用によって、和解が促進される。

私和罪であると同時に親告罪である規定は第1類型として、刑法497条(姦通)、同498条(犯罪を行う意図で既婚女性を誘い、連れ去りまたは監禁すること)、同499条(名誉毀損)、同501条(名誉毀損と知りながら印刷または彫刻すること)、同502条(名誉毀損の内容を含む印刷物または彫刻を売却すること)の5つの犯罪があり、第2類型として同494条(重婚)、同499条(大統領等に対する名誉毀損)の二つの犯罪がある。すなわち、名誉毀損罪の全てと婚姻犯罪の一部について二段階の絞りがあがる。

このことからすると、これらの犯罪は①被害者の訴追請求がなければ審判できないという1段目の絞りと、②被害者・加害者間で和解がなされれば手続打切りを認めるという2段目の絞りによって、被害者意思をより尊重し、

²¹⁶ 拙稿・前掲注169) 43頁以下参照。

被害者に強いイニシアティブを与えている。そして、この二つの制度により訴訟の停滞を一定程度緩和できているものと考えられる。

たしかに、親告罪は、告訴がなければ原則的に起訴ができないため、より被害者意思の尊重が図ることができる。すると、被害意思を尊重する必要がある犯罪類型は親告罪の対象または親告罪及び私和罪の二重の保護の対象とし、他方、比較的重大で適正な処罰の実現が優先される犯罪類型に関しては原則的に起訴ができる私和罪の対象とし、さらにその中で裁判所の許可の有無で分けすることにより、被害者意思を尊重する程度に応じて起訴への干渉の度合いを分けすることもでき、両者を併存する立法にも一理ある。

しかし、名誉毀損罪については名誉権・プライバシー権への配慮は被害者秘匿や加害者秘匿等の公判における手続的整備によっては図る事ができ、夫婦関係の保護については同様に公判における保護や私和罪による関係修復によるべきである。これらの代替手段によって親告罪の趣旨を図ることができ、訴訟の入口段階で絞りをかける必要性は乏しい。適正な処罰と被害者意思尊重（名誉保護・家族関係保護）を比較衡量し、一方のみを実現するのではなくの両者の利益を最大限実現する制度設計が望まれる。そして、被害者意思の尊重は訴追を控える「必要性」になっても、訴追しなくてもよいという「許容性」にはならない。前述の様に「許容性」の観点からは軽微性が必要である。もっとも、軽微性のみでは被害者に賠償・謝罪がなされないため損害回復がなされず、加害者についても何ら更生がなされたとはいえないため、新たな被害者を生むおそれや後に重大犯罪に発展する危険もあり「許容性」は軽微性だけでは不十分と考える。そこで、軽微性というファクターに加えて、当事者の和解による賠償・謝罪を通して代替的紛争解決ができたという正当化根拠を備えて初めて訴追を制限できると解するべきである²¹⁷。これにより、被害者に損害回復がなされ、加害者に賠償・謝罪を通して自己の罪を自覚させることにより諸外国の刑事調停の統計結果の様に刑罰より高

217 拙稿・前掲注169) 64頁参照。

い矯正効果が期待でき、法的平和の回復が図られる。単純な親告罪規定では泣き寝入り・逃げ得を許すことになり、犯罪被害を放置しているに過ぎない。

そのため、私見としては被害者意思の尊重を訴追段階で図る制度としては私和罪のみが適当であり、私和罪で一本化する制度設計が望ましいと考える。日本法に照らすと、親告罪の対象犯罪を被害者意思尊重の必要性があり、軽微かつ和解が期待できる犯罪に再編し、被害者・加害者間が調停手続の下で和解がなされた場合のみ手続打ち切りを認めるとする制度設計が考えられる²¹⁸。

4 私人訴追主義との関係

かつては、英米法において親告罪が存在しない理由は「親告罪という観念は、強い国家訴追主義を前提として、これを緩和する必要から生まれた制度である。したがって、このような強い国家訴追主義を前提としない法制度（私人訴追主義、公衆訴追主義）の下では被害者による訴追規制は例外ではないので、そもそも『親告罪』という観念は発生する余地はない、ということではなかろうか²¹⁹」と考えられていたが、英米法圏においても純粋な私人訴追主義・公衆訴追主義が採られていない以上、英米法圏においても親告罪の概念は調和しうる。そして、大陸法における親告罪が国家訴追主義・起訴法定主義という原則を緩和する制度として位置するのに対して、インドにおける親告罪類似規定はかつての「私人訴追主義が変形した制度」と考えられる。

すなわち、私人訴追は私人が公訴提起する建前である。インドにおいては現在においても私人訴追が認められている。もっとも、多くの訴訟進行は検事・検事補により行われる²²⁰。名誉毀損罪や婚姻犯罪は公判に付すと、名

²¹⁸ 和解手続における調停人を外部の専門家・裁判官・検察官の誰にすべきか等の具体的な改革提言は次稿以降の大陸法の比較法研究を踏まえて今後の研究課題としたい。

²¹⁹ 田口・前掲注1) 241頁。

誉侵害がより深刻になる事態や夫婦関係の回復が困難になる事態が想定される。これを防ぐべく、被害者の訴追請求を訴訟条件とする形で被害者の主体性を残した。そのため、訴追請求は私人訴追と同様に被害者が直接治安判事に提出するものとされ、日本でいう告訴期間のような独自の期間制限は存在せず、通常の訴追と同様の時効期間に服する。また、訴追請求の取下げも公訴取消しと同様に司法審査に服する。そして、訴追請求者は限定的ではあるものの上訴申立てができる。このように、インドの親告罪類似規定は私人訴追主義における被害者の当事者性が国家訴追主義に変遷していく中で形を変えて残り、被害者に一定のイニシアティブを与えたものと考えられる。

同じ私人訴追主義を源流とするイギリスに親告罪の制度が存在しないにもかかわらず、インドにおいては私人が強大な国家権力の公訴権に制限を掛けている点は興味深い。これは国家権力が強大な権力を有することの危機感から起訴段階において被害者の処分権を認めているものと考えられる。被害者意思の尊重を多くの場面で認め、国家権力を制限しようとする視点は、刑罰以外での紛争解決の可能性を見出し、新たな訴追権行使の在り方を考える上で大局的な意義を有する。目下における今後の刑事訴訟法改正においても刑事免責制度が導入され証人の証言協力により証人を免責できるようになり、また司法取引が導入されることにより、被疑者の協力の下、事件解明のために訴追を控えられることが想定される。今後の議論において訴追権行使の在り方を考える上でも、インド刑事訴訟法における訴追権行使の制限、刑罰以外での紛争解決を志向する視点は参考になると考える。

第5 むすび

本稿の成果をまとめると以下の様になる。まず、インドにおける親告罪類似規定は被害者の訴追請求を訴訟条件とする犯罪類型として①公務員に対する職権侮辱罪等、②婚姻犯罪、③名誉毀損罪があり、承認を訴訟条件とする

220 西村・前掲注44) 237頁。

犯罪類型として i 国家犯罪, ii 裁判官及び公務員に対する訴追がある。これらの根拠は日本における親告罪の根拠と同様に被害者意思の尊重という側面の他に、濫用的訴追の防止・訴訟の効率的運営といった意味合いが強い。公務員に対する職権侮辱罪等について訴追請求が訴訟条件とされる背景には訴訟の滞留や訴追裁量の不存在、広範な実体法の存在があり、婚姻犯罪はインド独特の婚姻観に基づくものである。国家犯罪については司法の独立の観点から問題があり、裁判官及び公務員に対する訴追は平等原則・馴れ合いの観点から問題がある。また、軽微性という「許容性」を欠く重大犯罪においても訴追を制限する点は理論的に正当化できない。訴追の必要性和対立利益（裁判所の負担軽減・家族関係保護・名誉保護）を比較衡量して優越する利益のみを図るのではなく、両者の利益を実現する制度設計が望まれる。そして、親告罪の「許容性」としては軽微性に加えて代替的紛争解決まで要求するのが妥当であり、親告罪より私和罪の制度が望ましい。

以上の様にインドにおける親告罪類似規定は訴訟の滞留が社会問題になっていることや、婚姻を神聖なものと考えたことといった社会背景の違い、また私人訴追主義が認められる点、広範な実体法処罰規定の存在、検察官の訴追裁量が認められないといった基本となる訴追原理の違いがインドと日本の親告罪規定に大きな相違を生み出している。インドの様な背景が存在せず、被害者保護の観点を中心に議論される我が国の親告罪から見ると、インドにおける親告罪類似規定の日本法への直接的な示唆は乏しいものとする。

他方、訴追請求の取下げにおいて司法審査が要求される点は処罰の必要性が高い場合や脅迫や執拗な取下げに対処できる制度の一つとして参考になり、取下げの対象事件を限定する点も犯罪の軽重により被害者意思反映を調整できる点で参考になる。また、被害者意思尊重を図るため主観的可分を認めつつも司法審査を経ることによって不当な差別のおそれを除去している点も立法論として参考になる。そして、親告罪は大陸法独自の制度ではなく英米法においても調和しうる制度であることを示した点はアメリカを始めとする他の英米法圏の親告罪研究を進める上での出発点としての意義を有する。

本稿では、インドにおける親告罪類似規定を検討した。大陸法独特の制度と考えられていた親告罪の考え方が英米法圏においても発展していた点は興味深い。もっとも、被害者の告訴または訴追請求がなければ訴追できないという点だけを捉えると同じに見えても、両者の規定はその社会的背景・出発点となる訴追原理の違いから大きな相違を見せている。これらのインド法の比較法研究を踏まえた日本法への具体的な改革提言は次稿以降の大陸法における比較法研究を踏まえて今後の課題である。